

中部電力株式会社「(仮称) あつみ第二風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年7月28日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) あつみ第二風力発電事業 環境影響評価方法書について、中部電力株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、愛知県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：愛知県田原市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：21,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 2年 8月24日
環境大臣意見受理	令和 2年11月06日
経済産業大臣意見発出	令和 2年11月13日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 3年 2月 1日
住民意見の概要等受理	令和 3年 4月14日
愛知県知事意見受理	令和 3年 6月15日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 7月28日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742（直通）

中部電力株式会社「(仮称) あつみ第二風力発電事業 環境影響評価方法書」に
対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺には、既設の風力発電所に加え、計画中の風力発電所があることから、これらの風力発電所事業者からの情報収集に努め、本事業との累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 鳥類の調査に当たって、ポイントセンサス法及び定点観察法による調査においては、定量的な評価が可能となるよう、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
また、生態系の上位性注目種及び典型性注目種については、採餌環境などの生息状況等を踏まえ、適切に選定を行うこと。
3. 小型哺乳類や昆虫類の調査に当たっては、生息地の分布、生息状況等を定量的に把握できるよう適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度 10 の砂丘植生が分布していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(愛知県知事からの意見書の写しを添付)